特定非営利活動法人らふぁえる 定款

特定非営利活動法人らふぁえる定款

第1章総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人らふぁえるという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区成田西一丁目1番32号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス及び児童発達支援事業、健常児保育事業、障害児教育・育児等の相談、交流に関する事業等を行い、地域の福祉の増進と子どもの健全育成、子育て支援の拡充を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行 う。
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - (1) 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス及び児童発達支援事業
 - (2) 障害児教育、介護、育児等の相談支援及び交流の場の提供に関する事業
 - (3) 健常児を対象とした一時預かり保育事業

第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め なければならない。
 - 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書 面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
 - (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明 の機会を与えなければならない。

第3章役員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の 親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親 族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現 任者の任期の残存期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が 終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初 の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明 の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6) 役員の選任及び解任
 - (7) 役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 資産の管理の方法
 - (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11) 解散における残余財産の帰属
 - (12) 事務局の組織及び運営
 - (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した 事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人 として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印 又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により 招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内 に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押 印又は署名しなければならない。

第5章資產

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄附金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事 長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準 じ収益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予 算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担を し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について は、所轄庁の認証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
 - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が 別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれ を定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

 理事長
 阿部 京子

 理事
 石本 道生

 理事
 馬場 恵

 理事
 小島 幸男

 理事
 桜井 千恵

 監事
 阿部 正

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 0円

賛助会員 0円

(2) 年会費 正会員 0円

賛助会員 0円

設 立 用

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人らふぁえる

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- ☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
- ☑各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
	(どちらかに〇)	氏 名	((どちらかに○)	⊠ 4₩√□ 47
1	理事・監事	(アヘ゛ キョウコ)		有・無	理事長
		阿部 京子			
$\begin{vmatrix} 2 \end{vmatrix}$	理事・監事	(イシモト ミチオ)		有・無	
		石本 道生			
3	理事・監事	(ババ メグミ)		有・無	
		馬場恵			理事長
4	理事・監事	(コシ゛マ ユキオ)		有・無	
		小島 幸男			
5	理事・監事	(サクライ チエ)		有・無	
)	桜井 千恵			
6	理事・監事	(7^* \$9*\very)		有・無	
		阿部 正			
7	理事・監事			有・無	
				-t- for	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
-					
10	理事・監事			有・無	
	<u> </u>	l			

令和6年度

事業計画書

特定非営利活動法人らふぁえる

1 事業実施の方針

設立初年度は、設立後の諸手続きと児童福祉法に基づく放課後等デイサービス及び児童発達支援事業、 健常児保育事業、障害児教育・育児等の相談、交流に関する事業等の実施に向けた準備活動を行い、地 域の福祉の増進と子どもの健全育成、子育て支援の拡充を図り、広く公益に寄与するため、下記事業を 立ち上げ、推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【60】千円)

(1) 机定外自机值第四两位第一						,	
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
児童福祉法に 基づく放課後 等デイサービ ス及び児童発 達支援事業	放課後等デイサービス事 業所の開業準備活動、行政 手続き。 障害児(就学児)の放課後、 休日、夏休み・冬休みなど の長期休暇における児を の預かりを実施するため の人員確保、地域住民への 広報活動。	週1回	杉並区	2人	杉並区その ほか周辺地 域の障害児	10人	60
障害児教育、介 護、育児等の相 談支援及び交 流の場の提供 に関する事業	放課後等デイサービス事業所施設内で、障害児や障害認定は受けていないがグレーゾーンの子供の家族からの相談の場、家族同士の交流の場を提供に向けた準備活動。	1回	杉並区	2人	杉並区その ほか周辺地 域の障害児 等の家族	1 0人	0
健常児を対象 とした一時預 かり保育事業	実施なし	-	_	-	-	-	0

設 立 用

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人らふぁえる

1 事業実施の方針

令和7年度は、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス及び児童発達支援事業、健常児保育事業、 障害児教育・育児等の相談、交流に関する事業等を順次開始し、地域の福祉の増進と子どもの健全育成、 子育て支援の拡充を図り、広く公益に寄与するため、下記事業を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【15,599】千円)

定款に記載			公事本	受益	受益	- 古光弗	
された事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	対象者 範囲	対象者 人数	事業費 (千円)
児童福祉法に 基づく放課後 等デイサービ ス及び児童発 達支援事業	放課後等デイサービス事業所の開業、運営 障害児(就学児)の放課後、休日、夏休み・冬休みなどの長期休暇における児童の預かりを実施。 児童発達支援事業所開業準備	月〜金 その他学 校休業日	杉並区	6人	杉並区その ほか周辺地 域の障害児	7人	14, 982
障害児教育、介 護、育児等の相 談支援及び交 流の場の提供 に関する事業	業所施設内で、障害児や障害認定は受けていないがグレーゾーンの子供の家族からの相談の場、家族同士の交流の場を提供。	週1回	杉並区	2人	杉並区その ほか周辺地 域の障害児 等の家族	1 0人	0
健常児を対象 とした一時預 かり保育事業		月~金	杉並区	2人	杉並区その ほか周辺地 域の子育て 世帯	4 世帯 /回	707

令和6年度 活動予算書

成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人らふぁえる

			(単位:円)
科目		金額	
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2.事業収益			
児童福祉法に基づく放課後等デイサービス及び児童発達支援事業収益	0		
障害児教育、介護、育児等の相談支援及び交流の場の提供に			
関する事業収	益 2		
健常児を対象とした一時預かり保育事業収益	0	ol	
3.受取寄附金		Ĭ	
受取寄附金	200, 000	200, 000	
経常収益計	200,000	200,000	200, 000
Ⅲ 経常費用		•	200, 000
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	5,000		
通信運搬費	0		
広告宣伝費	20,000		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	5,000		
消耗品費	20,000		
その他経費計	60,000		
事業費計	20,000	60, 000	
2.管理費		00,000	
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	4, 000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
広告宣伝費	50,000		
地代家賃	0		
水道光熱費	0		
支払手数料	3,000		
消耗品費	0		
その他経費計	57,000		
管理費計		57, 000	
経常費用計	1	2.,000	117, 00
税引前当期正味財産増減額		 	83, 00
法人税、住民税及び事業税			70, 00
当期正味財産増減額			13, 00
設立時正味財産額			12 00
次期繰越正味財産額	1		13, 00

令和6年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人らふぁえる

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準 (2010 年7月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO法人会計基準協議会) によっています。

2. 事業別損益の状況

開業準備 (単位:円) 児童福祉法に基 障害児教育、介 健常児を対象と づく放課後等デ |護、育児等の相||した一時預かり イサービス及び 談支援及び交流 保育事業 児童発達支援事の場の提供に関 する事業 科目 事業費計 管理部門 合計 経常収益 1. 受取会費 0 0 0 0 2. 事業収益 0 0 0 0 3. 受取寄附金 0 0 0 0 200,000 200,000 経常収益計 0 0 0 0 200,000 200,000 経常費用 (1) 人件費 0 役員報酬 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 給料手当 0 0 0 0 0 法定福利費 0 0 0 福利厚生費 0 0 0 0 人件費計 0 0 0 0 0 0 (2) その他経費 4,000 4,000 会議費 0 0 5,000 旅費交通費 5,000 0 0 5,000 0 0 通信運搬費 0 0 50,000 70,000 20,000 20,000 広告宣伝費 0 0 0 地代家賃 0 0 0 0 0 水道光熱費 0 0 10,000 新聞図書費 10,000 10,000 0 支払手数料 0 5,000 0 3,000 8,000 5,000 0 0 20,000 20,000 消耗品費 20,000 その他経費計 0 0 60,000 57,000 117,000 60,000 0 0 60,000 57,000 117,000 経常費用計 60,000 0 -60,000 143,000 83,000 当期経常増減額 -60,000 0

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人らふぁえる (単位:円)

——————————————————————————————————————		金額	<u>(単位:円)</u>
		亚帜	
1. 受取会費			
正会員受取会費	l ol		
世		۸	
	<u> </u>	0	
2. 事業収益	15 000 000		
児童福祉法に基づく放課後等デイサービス及び児童発達支援事業収益	17, 280, 000		
障害児教育、介護、育児等の相談支援及び交流の場の提供に			
関する事業収益	0		
健常児を対象とした一時預かり保育事業収益	1, 200, 000	18, 480, 000	
3.受取寄附金			
受取寄附金	240, 000	240, 000	
経常収益計			18, 720, 00
I 経常費用			10, 120, 00
1.事業費			
(1) 人件費			
	11 200 000		
給料手当	11, 300, 000		
法定福利費	1, 808, 000		
福利厚生費	226, 000		
人件費計	13, 334, 000		
(2) その他経費			
会議費	17, 000		
研修費	29, 000	ļ	
旅費交通費	12,000		
通信運搬費	96,000		
広告宣伝費	40,000		
地代家賃	1, 560, 000		
水道光熱費	96,000		
新聞図書費	10,000		
おやつ代	85, 500		
保険料	0		
支払手数料	120, 000		
消耗品費	290, 000		
その他経費計	2, 355, 500		
事業費計		15, 689, 500	
2. 管理費			
(1) 人件費		l	
役員報酬	0		
給料手当	Ö	ļ	
法定福利費	ŏ		
	0		
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費	[<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>		
会議費	4, 000		
旅費交通費	1,000		
通信運搬費	12,000		
広告宣伝費	0		
地代家賃	0		
水道光熱費	l ől		
保険料	240, 000		
支払手数料	120, 000		
消耗品費	6,000		
行札加貨 その他経費計	383, 000		
	383,000	202 000	
管理費計 タッカー・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン]	383, 000	10 070 50
経常費用計]		16, 072, 50
税引前当期正味財産増減額			2, 647, 50
法人税、住民税及び事業税			70, 00
当期正味財産増減額			2, 577, 50
前期繰越正味財産額			13, 00
	1		
次期繰越正味財産額			2, 590, 50

令和7年度 活動予算書の注記

特定非営利活動法人らふぁえる

重要な会計方針 1.

計算書類の作成は、NPO法人会計基準 (2010 年7月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO法人会計基準協議会) によっています。

2. 事業別損益の状況

4月開業 ラス、F1 金Lタケ

事業別損益の状況	4月開業					
	12か月計算		5か月計算			<u> (単位:円)</u>
科目	づく放課後等デ イサービス及び	障害児教育、介 護 護 支援 の 提 の 提 と と と と と と と と と と と と と と と と	した一時預かり	事業費計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費	0	0	0	0	0	0
2. 事業収益	17, 280, 000	0	1, 200, 000	18, 480, 000	0	18, 480, 000
3. 受取寄附金	0	0	0	0	240, 000	240, 000
経常収益計	17, 280, 000	0	1, 200, 000	18, 480, 000	240, 000	18, 720, 000
Ⅲ 経常費用						
(1) 人件費			_		_	
役員報酬	0	0	0	0	0	0
給料手当	10, 800, 000	0	500, 000	11, 300, 000	0	11, 300, 000
法定福利費	1, 728, 000	0	80, 000	1, 808, 000	0	1, 808, 000
福利厚生費	216, 000	0	10,000	226, 000	0	226, 000
人件費計	12, 744, 000	0	590, 000	13, 334, 000	0	13, 334, 000
(2) その他経費						24 222
会議費	12,000	0	5, 000	17,000	4,000	21,000
研修費	24, 000	0	5, 000	29, 000	0	29, 000
旅費交通費	12,000	0	0	12,000	1,000	13, 000
通信運搬費	96, 000	0	0	96,000	12, 000	108, 000
広告宣伝費	20,000	0	20, 000	40,000	0	40,000
地代家賃	1, 560, 000	0	0	1, 560, 000	0	1, 560, 000
水道光熱費	96,000	0	0	96, 000	0	96, 000
新聞図書費	10,000	0	0	10,000	0	10,000
おやつ代	48,000	0	37, 500	85, 500	0	85, 500
保険料	0	0	0	0	240, 000	240, 000
支払手数料	120, 000	0	50,000	120,000	120, 000	240, 000
消耗品費	240,000	0	50,000	290, 000	6,000	296, 000
その他経費計	2, 238, 000	0	117, 500	2, 355, 500	383, 000	2, 738, 500
経常費用計	14, 982, 000	0	707, 500	15, 689, 500	383, 000	16, 072, 500
当期経常増減額	2, 298, 000	0	492, 500	2, 790, 500	-143, 000	2, 647, 500

特定非営利活動法人らふぁえる 設立趣旨書

1 設立の趣旨

現在わが国では、少子高齢化により義務教育段階の児童数は減少しておりますが、特別支援教育を受ける児童は年々増加傾向にあり、令和5年度の調査によりますと15万1,358人で過去最多でした。

一方、障害児を育てる母親の就労率を調査した結果を見ますと、5歳以下の子供の介助者が母である割合が6割超、6~17歳の場合は7割超と主に母親が介助しており、障害児がいる世帯では、主に介助を担っている母親の就労率が一般的な母親の就労率より2割前後落ちていることがわかりました。一般的に子供の年齢が上がるにつれて母親の就労率が上昇するのに対し、障害児については年齢が上がってもケアの手が離れないため、母親を中心として介助者が仕事に就きにくいことも示されていました。このような状況下では母親を中心とした介助者は責任、負担を一人で抱え、そうでなくとも身内だけで抱え、経済的問題や人間関係等の様々な問題を解決できない、不安な状況にさらされることが多いです。私たちの身近にも障害児・者、そのご家族がおります。障害を持つ場合、親からの自立は現実的には難しく、親の高齢化や昨今のパンデミック、災害、様々なことで将来に不安を感じる方々が多いのが現状です。

上記問題を解決し、障害児及びその家族の方々の不安を解消させ安心してその地域で生活することができるようにするためには、その家族の負担を軽減させるための自宅と学校以外の居場所を確保すると共に、障害児が安心して地域の中で活動できる、自立に向けて成長できる環境を整備する必要があります。

しかし、障害者の支援施設は年々増えてきているとは言え、児童を預かる放課後等デイサービスや発達 支援事業所は絶対的に足りておりません。

そこで、私たちは、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス及び児童発達支援事業、障害児教育、介護、育児等の相談支援及び交流の場の提供に関する事業を行い、まずは放課後等デイサービス事業所を開設します。そしてその事業所では、障害児のご家族からの相談に乗れる環境を整えることや、地域の中で孤立しないための交流の場も設けます。子どもたちとその家族の安心できる居場所となり、地域福祉の増進を図って参ります。

また、障害児だけでなく、健常児を対象とした一時預かり保育事業を実施することで、より一層、子育て支援と子どもの健全育成を図り、安心して子育てができる地域づくりに貢献して参ります。

開設にあたっては、事業所開業や契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要であり、また、多くの地域住民の信用と信頼を得るために積極的に情報公開を行う特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人らふぁえるを設立することにしました。

この法人は、広く一般市民に対して、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス及び児童発達支援事業、健常児保育事業、障害児教育・育児等の相談、交流に関する事業等を行い、地域の福祉の増進と子どもの健全育成、子育て支援の拡充を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経緯

令和6年3月4日午後1時より発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和6年度及び 令和7年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し決定しました。

令和6年3月18日午後1時より設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和6年度及び令和7年度の事業計画、活動予算、役員の案を提案し、審議の上、決定しました。

以上をもって、特定非営利活動法人らふぁえるの設立を申請することとしました。

令和6年3月18日

設立代表者 住所又は居所

氏名 阿部 京子